

平成29年第9回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年9月27日(水) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐、萩内伸哉主幹
内門雅代主査

議事録署名委員 (2番 川畑 千秋委員・3番 勝山 福満委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

- 日程第1 報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(4件)について
- 日程第2 報告議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り消し(1件)について
- 日程第3 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
- 日程第4 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について
- 日程第5 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について
- 日程第6 議案第47号 非農地証明願(6件)について
- 日程第7 議案第48号 農用地利用集積計画(案)(3件)について(新規1件、継続2件)
- 日程第8 議案第49号 農地の転用事実照会に関する回答(1件)について

会議の概要

- 局長 　　ただ今から第9回農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 　　あいさつ。
- 局長 　　本日の総会は、農業委員12名、推進委員3名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議長 　　これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議長 　　それでは議事録署名委員は、2番委員、3番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。
- 事務局 　　1ページをお願いします。日程第1報告議案第17号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は4件で○筆○○㎡です。よろしくをお願いします。
- 議長 　　ただ今、説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 「なし」と呼ぶ者あり
- 議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第2報告議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り消しについてを議題とします。
- 事務局 　　2ページをお願いします。日程第2報告議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請の取り消しについてご説明申し上げます。譲受人が、譲渡人の所有する畑○㎡外○筆計○㎡を譲り受けたいという申請が、平成29年2月13日に提出され、2月27日に許可されましたが、売買金額について、双方が合意に至らなかったため、8月21日、許可指令書の取り消し願いが提出されました。以上です。

議長 　　ただ今、説明がありました、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第3議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　4ページをお願いします。日程第3議案第44号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は2件で農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1についてご説明申し上げます。No.1譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する畑〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を10番委員、【副】を6番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

10番委員 　　10番です。9月25日、6番委員と私と受入の方と調査をいたしました。今回の申請は、所有権移転ということで、受人も、梅とかラッキョウとか、今まで作付けされていて、今回の申請地は、ラッキョウを栽培したいということです。農機具保有状況は、トラクター外農機具一式、持っておられ、何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 　　No.2について説明をお願いします。

事務局 　　6ページをお願いします。No.2についてご説明申し上げます。No.2譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡外〇筆計〇〇㎡を譲り受けたいという申請です。今回の申請で、耕作面積は〇〇㎡となり、下限面積を超えます。調査は【正】を7番委員、【副】を4番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

7番委員 　　7番です。9月22日金曜日、午後2時より受入の立ち会いのもと4番委員と調査をいたしました。申請地は、資料の6～7ページをご覧ください。2筆の申請で、渡人が労力不足のため、受人が譲り受けたいとのこと。なお、労働力、農機具保有状況、申請地取得後の営農計画などお聞きしましたが、何ら問題はないと思います。ご審議の

程、よろしく申し上げます。

議長 　　ただ今、No.1～No.2 まで説明及び報告がありました。何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第4議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 　　8ページをお願いします。日程第4議案第45号農地法第4条第1項の規定による許可申請のNo.1についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡外〇筆合計〇㎡に共同住宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第2種農地のその他の農地に該当いたします。調査は【正】を11番委員、【副】を9番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 　　調査員の報告をお願いします。

11番委員 　　11番です。9月25日午前9時より、9番委員、行政書士事務所の方と3人で調査をいたしました。場所は、資料の8～9ページをご覧ください。この場所は、周囲は農地として利用されておらず、8ページの地図では田ですが、人の背丈ほどの草が生えており、荒れていて、雑種地となっており、農地として利用困難な土地で、周囲には被害などの問題はないと見て参りました。目的の確実性は、許可後着工するということで、融資証明書等添付されております。西側の隣接地が雑種地になっていますが、そこで少し家庭菜園を作られておりました。境界にはコンクリートで土砂が崩れないようにするという事です。付近の状況は、東側が県道、北側が雑種地、西側が宅地・雑種地、南側が里道です。私たちが見たところ、別に問題はないと見て参りましたので、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 　　同件について、説明及び報告がありました。委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 　　なしということですので、同件については申請どおり決定をします。日程第5議案第46号農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いてを議題とします。

事務局 資料の 10 ページをお願いします。日程第 5 議案第 46 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 2 種農地のその他の農地に該当します。調査は【正】を 1 番委員、【副】を 8 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

1 番委員 1 番です。9 月 21 日、行政書士立ち会いのもと、8 番委員と調査いたしました。場所は、10～11 ページをご覧ください。転用目的ですが、現在借家住まいで、申請地を譲り受けて自宅を建築したいとのことです。渡人と受人は夫婦で、渡人の所有する畑を分筆し、土地、家屋は受人の名義にして、周囲の南・西・北の畑は、渡人の名義になります。建物の周囲には、〇mの空地进行を設け、被害防除計画書等添付されており、被害を及ぼす恐れはありませんでした。用水は上水道、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽、雨水排水は、図面上、浸透マスから地下浸透となっておりますが、実際は、生活排水同様、東側の側溝へ流すようになっているとのことで、修正の書類を総会までに提出するとのことでした。目的の確実性ですが、土地取得費はゼロで、住宅建築費・造成費は自己資金、残高証明書も添付され、許可次第速やかに着工するとのことです。以上調査結果は問題なしと見て参りましたが、皆さん方のご審議をよろしくをお願いします。

議長 No.2 について、説明を求めます。

事務局 資料の 12 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する田〇（実測〇）㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 6 番委員、【副】を 5 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

6 番委員 6 番です。9 月 21 日木曜日、午前 11 時、行政書士、5 番委員の 3 名で調査をいたしました。申請地と申請場所は、12～13 ページをご覧ください。この場所は、〇〇土地区画整理事業の一角であり、受人が現在借家住まいのため、申請地を購入して自宅を建築したいとのこと

です。ここは、現在宅地造成されていて、いつでも建築が出来る状態
であります。被害防除計画等においては、東側宅地、西側市道、南側
宅地、北側宅地であり、雨水は市道側溝へ、用水は上水道、汚水・生
活雑排水は、合併浄化槽へ流す、また近隣には農地がなく、何も問題
はないと判断します。資金対応は、銀行より借入のため、融資証明書
が添付してあります。調査したところ何も問題はないと思います。皆
さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 No.3 について、説明を求めます。

事務局 資料の 14 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。
借人が貸人の所有する田〇㎡を借り受け、倉庫を建築したいという申
請であります。この申請地は、隣接する農地の広がり 10ha 以上あ
る第 1 種農地で農業振興地域内農地に該当し、常設審議委員会への意
見聴取案件となります。なお、この申請地には、既に倉庫が建設され
ており、始末書の添付があります。調査は【正】を 2 番委員、【副】
を 3 番委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

2 番委員 2 番です。報告します。9 月 21 日午前 10 時より、行政書士立ち会
いのもと 3 番委員、私で調査いたしました。申請地、借人等についま
しては、総会資料の 14～15 ページに記載されております。転用目的
としましては、義理の父の土地を借り受け、申請地に倉庫を建築する
ためとなっております。付近の状況は、南側が市道、東側が水路、西
側・北側が畑です。西側・北側の畑は道路より〇m 高いため、石積が
なされ、建物には緩衝地を設け、畑には問題ないと思います。雨水排
水は西側・北側に排水溝が敷設され、東側の水路に排水されておしま
す。この申請は、貸人である義理の父が、平成 25 年 12 月頃、田を埋
め立て駐車場として使用しておりましたが、平成 29 年 3 月～4 月にか
けて、借人が倉庫を建築し、現在完成しております。申請書には、被
害防除計画書等添付されております。今回の申請にあたりまして、地
元の農業委員の指摘により申請をしたとのこと。調査の結果、周
囲の畑等には問題ないと判断しましたが、皆さん方のご審議の程、よ
ろしくお願いします。

議長 No.1 について、事務局より補足説明があります。

事務局 資料の 10 ページの No.1 についてですが、先程、調査員よりありまし
たとおり、排水関係の修正書類は提出されておりますので、ご報告し

ます。

議長 No.3 の始末書付の申請の転用事由についてですが、既に倉庫は完成しているとの報告ですが、理由として、どうでしょうか。

事務局 申請地を田として認識せずに、平成 25 年頃、埋め立て、駐車場として使用、義理の息子からの申出に応じたとのこと、また、第 1 種農地であることも知らなかったとのことで、始末書を添付しております。

議長 No.3 の転用事由については、修正をお願いします。それでは、No.1～No.3 について、説明及び報告がありました。委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

6 番委員 すみません、既に倉庫が建っている場合は、始末書が必要なのでしょうか。現在、違反転用の関係で該当者を訪ねていますが、そこら辺についてご説明ください。

議長 事務局、説明をお願いします。

局長 この案件は、倉庫を建てて、まだ年数が経過しておりません。16 ページからの非農地証明願は、家が建って、駐車場になって 20 年以上経過している案件について証明を出すものです。No.3 は明らかに違反転用で、経過年数が浅いものですから、始末書を付けてちゃんと転用申請をしていただきました。これまでも、同様に提出されております。

議長 今回の申請地の反対側に、住宅を建てられたときに、倉庫も建てられたのでしょうかね。

10 番委員 すみません、建ててから 20 年以内の案件は、転用申請の手続きが必要ということですね。

局長 20 年未満になります。20 年以上であれば、非農地証明願の手続きになり、今までも処理しております。

議長 それでは、No.1～No.3 について、委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 6 議案第 47 号非農地証明願についてを議題とします。

事務局 16 ページをお願いします。本日、ご提案申し上げております、非農地証明願は全て、違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請であります。それでは、日程第 6 議案第 47 号非農地証明願の No. 1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 57 年頃に車庫を建築して現在に至っているという申請であります。18 ページをお願いします。No. 2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇〇㎡の申請地は、昭和 48 年頃に住宅を建築して現在に至っているという申請であります。20 ページをお願いします。No. 3 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆計〇筆〇㎡の申請地は、平成 5 年に建物を建築するとともに、残地は駐車場として一体的に利用しているという申請であります。22 ページをお願いします。No. 4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 54 年に住宅を建築して現在に至っているという申請であります。24 ページをお願いします。No. 5 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 60 年に貸家を建築して現在に至っているという申請であります。最後に 26 ページをお願いします。No. 6 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡外〇筆、計〇筆〇㎡の申請地①は昭和 45 年と昭和 53 年に、申請地②は昭和 58 年にいずれも貸家を建築して現在に至っているという申請であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 No.1 からNo.6 まで、説明がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。皆さんが調査した結果が上がってくるのですから、車庫などを広い土地に建てて、そのまま宅地とみなされると支障がでてきますので、税関係や登記上の関係もありますから、倉庫などの調査をしてもらって、非農地証明願を出していけば、経費等の節減にもなります。そういう意味も含めて、毎月、大分上がってきておりますので、来月頃には、今まで上がってきた分、毎月出ております分の集計を、件数等も検討していただきたいと思います。他に何かありませんか。よろしいですか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 異議なしとのことですので、同件について申請どおり決定します。日程第 7 議案第 48 号農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。

事務局 28 ページをお願いします。日程第 7 議案第 48 号 9 月分の農用地利用集積計画は 3 件〇筆〇〇㎡で、新規が 1 件、継続が 2 件です。よろしくをお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。日程第 8 議案第 49 号農地の転用事実照会に関する回答についてを議題とします。

事務局 29 ページをお願いします。日程第 8 議案第 49 号農地の転用事実照会に関する回答について、ご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡についてであります。申請地は、30 ページの位置図のとおりです。現地調査につきましては、農地利用状況調査において、宅地であることが確認されており、違反転用農地所有者に対する個別指導対象農地であります。回答につきましては、回答期限の関係で、32 ページにありますように、1 番の土地の現況については、農地でない、4 番の原状回復命令については、見込みなしで回答しておりますので、よろしくをお願いします。以上で、説明を終わります。

議長 ただ今の件につきましては、回答期限の関係で回答済みであります。何かご質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定します。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• _____
• _____